

第8号様式（第7条関係）

平成31年3月31日

久留米市議会議長 様

久留米市城南町15番地3

会派名 日本共産党議員団

代表者名 甲斐征七生

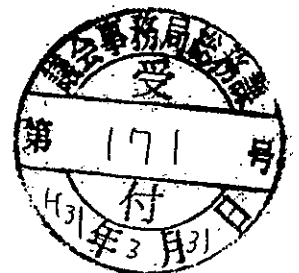


## 政務活動費事業実績報告書

久留米市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 事業の完了年月日 平成31年3月31日（H30年度分）
- 2 事業実績の概要
  - ・ 広報費  
議会だより（3月号、6月号、9月号、12月号）
  - ・ 研修費  
生活保護問題対策全国会議 全国公的扶助研究会（鹿児島市）
  - ・ 資料購入費  
書籍購入費用
  - ・ 広聴費  
会場借り上げ料
  - ・ 事務費  
タブレット端末通信費用（平成30年4月分～平成31年3月分）  
情報公開請求コピー代金



研修報告書

平成30年8月27日

会派名 日本共産党 久留米市議団

代表者 甲斐征七生 様

会派名 日本共産党 久留米市議団

報告者 金子おつみ (印)

政務活動のため研修会に参加したので、その概要を報告いたします。

期 日	2018年 8月24日(金)～25日(土)
	鹿児島県市町村自治会館
参加議員名	甲斐征七生 <del>金子おつみ</del> 、金子おつみ
研修項目	鹿児島から生活保護を考える 今こそ問われる、地方行政のあり方
説明者	吉永純也さん(全国公的扶助研究会会長 花園大学客員教授) 木村尊太さん(首都大学東京大学院教授) 他
説明内容	別紙
感 想	生活保護の実態と生活保護制度のあり方を学んだ。議会の質問にもいけることができた。 憲法25条はもちろん、憲法13条の個人の尊厳を保障する観点からも、この制度のあり方とより良い制度の改変を一刻も早く実現することが求められる。

# “敬天愛人”のまち 鹿児島から生活保護を考える 今こそ問われる、地方行政のあり方

例年、ご好評いただいている地方議員の皆さまを対象とする生活保護制度に関する研修会も10回目を迎えました。

今年も各分野の専門家を講師として迎え、地方行政に何ができるのかを考えます。

是非、多数ご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

※「敬天愛人（天を敬い、人を愛する）」とは、西郷隆盛が好んで使いよく書きした言葉。



**8月24日(金)～25日(土) 鹿児島県市町村自治会館**

**1日目**  
8月24日(金)  
(12:00受付)

13:00	開会挨拶・基調報告	生活保護基準のたび重なる引下げと、あるべき生活保護制度
14:00	講演 1	地域の居住支援ネットワークの構築に向けて～新たな住居セーフティネット制度の活用を～
15:45	講演 2	取材現場から見た“貧困”
17:10	特別報告 1	地元からの報告 ～「身寄り」問題の解決に挑む～
18:00	交流会(自由参加)	19:00 終了

**2日目**  
8月25日(土)  
(9:00受付)

9:15	第1分科会	生活保護なんでもQ&A
9:15	第2分科会	生活困窮者自立支援制度を有効に機能させるために
9:15	第3分科会	地方都市から子どもの貧困をなくす
9:15	第4分科会	実践! 居住支援 ～各地の居住支援協議会、民間団体の取組み～
9:15	第5分科会	生活を困難にする滞納処分の問題点
9:15	第6分科会	多様な課題を抱える方々への支援
12:45	講演 3	生存権はなぜ生まれ、何を保障しているのか
14:05	特別報告 2	私のまちの生活保護 ～議員としてのチェックポイント～
14:35	まとめ	あるべき生活保護法改革とは何か

# 第 10 回生活保護問題議員研修会

鹿児島県市町村自治会館  
2019 年 8 月 24 日～25 日

## 1 日目 生活保護の実態と、あるべき生活保護制度

転居指導約 2 万世帯、指導中が 5 万世帯、計 7 万世帯 4 分の 1 が被害を受けている。利用者の意見を聞いていない

物価は上がっているのに、保護費を減らしている。引き下げは根拠薄弱

○どのような基準設定方式があるのか

5 年前に問題点があることがわかっているのに踏襲して引き下げ。

○子どもの貧困対策に逆行

○保護世帯の大学進学支援、子どもへの差別である

○子どもの生活底上げ 法案の考え方—野党共同法案、大事なこと

○保護のしおリーチェックポイント

○堺市—私たちは、頑張っている中高生の皆さんを応援します

★SDGS 誰 1 人取り残さない—普遍的価値を基底とした活動。いのち、生きる、個人の尊厳、生活基盤、共生=断らない、伴奏型支援...

人間だけが葬式をやる。文化人類学的危機だけでなく、大家が拒否するのは最後は誰が看取るのかを心配する。家族以外でやるところはなかなかない。

○ハウスとホームは違う

○地域をどうやって巻き込むか

○孤立の現実と課題—政策として考えることが必要

ハウスは経済的 ホームは生活的

○住宅セーフティネット

○入居を拒まない大家を作る—登録→住宅確保要配慮者

住宅確保要配慮者の範囲

登録は 3 つのみ

住宅問題は人と人との関わりであり、人との絆

○ワーキングプアがハウジングプアになっている

○3 件の火災の共通点「民間の善意の限界」いずれも「貧困ビジネス施設」ではない。災害弱者が多い。災害に脆弱な物件に災害弱者が集中する。民間に委ねることが多く、行政の責任が問われる。公共住宅の拡充。

○ 貧困ビジネス

○日常生活支援住居施設への懸念

単独での居住が困難だと、福祉事務所が勝手に決める—当事者の意思

が軽視される

○生活困窮者自立支援制度の課題—限界あり

○ハウジングファースト

○民法改定—公営住宅連帯保障人にいくらかということ、2名の保証人が必要だということ→考えて欲しい

○保証人が見つからない—困難な人が表に出ない、実態の掘り起こしをお願いしたい。

富山の家賃取り立てを警察が。群馬県家賃滞納について。

○セーフティ問題—25平米問題、これを解決しないと家賃補助ができない。身元保証はやめようと、裁判一つになったのが公営住宅。福岡市北九州市大牟田市はあるが、ケースをやる、プレイヤーをどう育てるか～協議会は難しい。NPOをもっと信頼して欲しい。住宅政策と雇用政策  
子どもの貧困は自己責任から外れるから、と一つになれる。対処療法として子ども食堂があるが…。親や世帯への経済的支援が必要。世間の目(空気)→自己責任論

身寄り

住居、医療、介護、奨学金に連帯保証人が必要になっているいいびつな日本の実態がある。

2日目 分科会3 地方都市から子どもの貧困をなくす

(志賀信夫 103 ページ)

1、貧困は単にお金がないということではない。所得給付だけでは解決しない。

子ども食堂はご飯を食べさせるものだけではない、居場所の提供である。お金だけで貧困は解決しない。

2、地域的な問題ではない。社会問題であり、社会的対応が必要である。地域問題に矮小化してはならない

参考資料—日向市子どもの未来応援推進計画。貧困とは何かを明確に言語化した。所得、社会的排除。児童福祉法改正→子どもを守る人から権利を守る人に変更。

国連総会決議と子どもの権利条約。子どもの言い分を聞くこと—単にお金を給付するだけでは必ずしも十分ではない。世帯の貧困から虐待が生まれる。虐待を貧困の中に位置づけると、子どもの権利の問題になってくる。子どもの貧困を所得の貧困だけとしてみると、親の働き方を見ない議論になっている。

2000箇所の子どもの食堂ができた。きずなのふかまりとだけみるのか。子どもの自由と権利が保障されていれば、こんなに子どもの食堂は広がらな

い。

○貧困はあってはならない生活状態。食べられない、普通の生活ができない、社会生活ができないとみるのか、それぞれで考えること。

食べられない、というのは絶対的貧困について言う。

家族形態—50、60年代での貧困、サザエさんのライフスタイルを維持できないものが貧困と考えるようになった。それ以降、家族の形が違ってきた。様々な形の家族の形ができてきた。家族から個人の貧困という風に変わってきた。→1人の市民としての権利から貧困を考えるというのが世界の考え方になってきた。1億総活躍社会→社会参加できないような生活はあってはならないと考えようとなってきた。予算がつかないから難しい。

○補足 1980年代に生まれ育ってきた人たち—親からは普通の教育を受けてきた→自分の役割は自分で。迷いが生じた世代である。育ちの中でのものと子どもたちへの接し方が大きく変わってきた。家族を支援するという風に変わっていく

希望格差—家庭の依存とわかってきた。恵まれた子とそうでない子→そうでない子は生きていくことにのみ希望を求める。憲法に25、13条幸福追求権も考えていくこと。

競争を助長することになる—その結果厳しい競争になっていく。国連が指摘している。

○地域の取り組み—大きな施策は厳しい。貧困の再発見がある—地域問題として完結した取り組みをどうやって社会問題化していくか。公的問題にしていくか、ここを支援していくことが大事。

子どもの貧困問題に対応するために—問題と実践編— 北九州市立大学 坂本教授 112ページ～

所得問題だけではないが、横たわっているのは所得である。

日向市の概要

学歴社会は終わったというが、収入分布を見ると明らかに。父親の最終学歴によってインフルエンザワクチン接種や朝食の頻度が違う。

調査結果から、300万円のところが境界線があり、そこから上か下かでわかれてくる。望ましい水準は保護世帯の上にあるのではないか

相対的貧困率と就学援助率の違い、開きがある。300万円で線が引ける考察

○問題解決への実践

①URから欠食子どもについての対策を依頼された—高齢化団地支援の中で見えてきた。子どもの問題を解決しようとなると、地域からの支援が

受けやすい。だから子ども食堂や居場所作り

②沖縄糸満市 中学生にキャリア教育—地場産業を基にした教育。都市型では地域から離れていく。働く意欲を培うためにキャリア教育をやる。

③高知県高知市 民間企業の日常を上手に活用した 子ども食堂  
ホテルの朝ごはんを作る—たくさん多めに作るフードロスが出る。畳の部屋で好きなだけどうぞ。365 日毎日やっている。プラスで頑張っているわけではない。中学生までは無料。付き添い 200 円、大人のみ 300 円。  
教育行政を改めること。農業や林業などどんな仕事をしているのかを話してもらう。教室の空間を誰のものにするのか、それを変えるだけで地域に根付くことになっていく。

○生活保護 講演 生存権はなぜ生まれ、何を保障しているのか  
講師 木村草太さん

自由主義的経済政策について

交換に参加できない時—働けない人、生きることができない。  
計画経済体制の方が理にかなっている。自由主義的経済体制のもとで、最低限のものを保障が必要—これが憲法 25 条。生存権保障—すごいぞ的な条文である。生存的権利を保障することはお金がかかることから、まれである。ドイツでは認められている。人間の尊厳を保障するとなっている。先駆け的な条文である。25 条だけでなく他の条文と密接に関わっている。

○オーム真理教死刑—法治国家であることで執行は仕方ない。しかし、真剣に考えるべき。「世界」で死刑を掲載—日本国憲法から見ても違反ではないか。13 条から見ても。第 6 条では残虐的刑罰—腕を落とすことは違憲で、命を落とすのは合憲か。思想良心の自由からみてもそうではないか。適正な処理がない場合は罰することはできない。死刑は合憲なのか。

死刑はなぜまずいのか、存在してはならない生というカテゴリーがあるのかということ。残虐なことをやって人を死刑にする—根本的な概念を持っているのか。権利があるからとは違う。そのような残虐な人たちへの生命が奪われる。もう一つの価値が奪われると自分は思う。

○生存権

国家が生きること積極的に生命を奪われない権利—自由権的側面、社会権的側面がある。

死刑以外で、サバイバルロータリーという政策。生存権があるからできないことは明確。

行為主義。助けてほしいという社会権的権利。25 条は抽象的。けんぼうのじょうぶんだけではわからない。つまり法律がないと実現できない条文

である。抽象的権利という。生活保護法で実現される。具体化する法律。  
○生活保護は重要な位置付けが与えられる—社会保障の中でも別格の重要性。国民保険、年金はサービスで行なっている。国会が重要だということから社会保障のしくみ。生活保護と義務教育は無償、このふたつはやらなければ憲法違反である。H20 司法試験に出た問題—生存権の価値はなによりも優先する、ことがわかっていない受験者がいる。生存権はやめてはいけない権利。日本の財政上厳しい時はどうなのか—財政を理由に憲法違反を免れることはできない。財政難だから生存権を脅かされることは認められない。

○生存権は生活保護法で守られる。

○生活保護の種類

厚労相が決める。年齢、物価などで決定する。年金より生活保護の方が上であると批判する人—そもそも判断する基準が違う。1票の格差—抽象的権利の一つ、公職選挙法。数字を勝手に解釈することはできない。改めろと言える。

○生存権に関する最高裁判例

朝日訴訟—食事付き入院、当時 600 円→今で言えば 6000 円でやってくれとのこと。妥当である～高すぎると手を挙げる学生が多くなっている。どんな基準で判断したかはわかってきた。訴訟するということで周知がされた。この判決以降見直されてきた。きっかけになった訴訟。

生活保護基準を決定する—判決—生活保護以外の判決

障害年金と児童扶養手当、事故が増えた場合、両方がもらえる

○生活保護基準を行政が決めるというのはおかしいのではないか、子どものぶんは大人の数字から割合を出しているが、ドイツでは裁判でおかしいとなった。にほんはそれができるのか、透明性を欠いていくのではないか。2013 年 5 月 235 ページ

違憲であると、そもそも怪しいデータで引き下げて良いのか。

236 ページ

生活保護がうまくかつようされなければ、将来を悲観して自らもしくは心中するケースが多い。かなりの部分をなくすことができる。

虐待死—三分の一は心中のケース。生活保護制度はこれらを再び繰り返すことがない制度